2026年度東浦町公用封筒募集要項【町税通知用封筒（洋形長３号）】

東浦町では、事業者等との協働により町の新たな財源を確保し、住民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的に、東浦町が作成する封筒（以下「公用封筒」という。）に広告枠を設け、次のとおり募集します。

申し込みされる方は、東浦町有料広告掲載要綱、東浦町有料広告掲載基準、募集要項を必ず確認してください。

１　募集概要

（１）広告媒体、広告の規格、広告掲載位置、広告掲載期間及び広告掲載料

①2027年度役場封筒（洋形長３号）

【広告媒体】

名称	2027年度町税通知用封筒（洋形長３号）
内容	東浦町が町税に関する通知をする際に使用する封筒です。
サイズ	洋形長３号　縦110～120㎜×横220～230㎜
配布予定数	60,000 枚
配布時期	2027年４月から順次
配布方法	住民や事業者などへ発送。発送地域は町内外。

【広告内容】

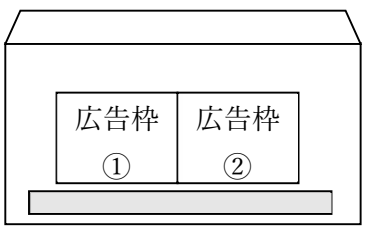
掲載位置	枠数	規格（1枠あたり）	色数	広告掲載期間	広告掲載料（１枠あたり）
封筒裏面※1	２枠	縦 60 ㎜程度×横 80 ㎜程度（4,800㎟）	１色（黒）	2027年４頃から2028年３月頃まで※2	90,000円

※１　下記【広告掲載位置】参照

※２　ただし、広告入り封筒を当該年度内に使い切った場合又は当該年度終了後においても広告入り封筒が残っている場合は、この限りではありません。

また、広告入り封筒が残っている場合であっても、目的に応じて広告なし封筒を使用する場合があります。

【広告掲載位置】

公用封筒サイズ	広告の規格（１枠あたり）	広告枠数	掲載イメージ ※塗りつぶし部分は、以下の文章を記載します。 「東浦町では、自主財源確保のための取組として有料広告を掲載しています。広告の内容については、直接広告主にお問い合わせください。」 ※募集する広告の枠数に広告掲載希望者が満たないときは、複数枠の利用ができます。ただし、利用する枠の数に応じて費用を支払っていただく必要があります。
縦110～120㎜×横220～230㎜（洋形長３号）	縦60㎜程度×横80㎜程度（封筒裏面）	２枠	

（２）広告掲載の基準

ア　町の事務又は事業の実施に支障を及ぼさず、かつ、町資産の用途又は目的を妨げない範囲内の広告を掲載します。

イ　法令等に違反するもの又はそのおそれがある広告は、掲載できません。

ウ　町税等の滞納している者の広告は、掲載できません。

エ　東浦町有料広告掲載基準で定められている広告は、掲載できません。

２　募集期間

2026 年 11 月２日（月）から 2026 年 11 月 27 日（金）まで

３　申込方法

（１）提出書類※1

ア　広告掲載等申込書（様式第１）※2

イ　会社案内等（事業の概要がわかるもの）

ウ　住所を有する市町村の法人又は個人の市町村民税の納税証明書※3

エ　広告案※4、事業計画書等の広告掲載等に係る書類

※１　他の申込者を代表し、又は代理で申し込む場合は、自らの申込書及び添付書類に、他の申込者に係る申込書及び添付書類を添えて提出してください。

※２　東浦町ホームページから以下の書類をダウンロードして入手することができます。

https://www.town.aichi-higashiura.lg.jp/soshiki/zeimu/juminzei/boshu/15764.html

・広告掲載等申込書（様式第１）　　・広告掲載等申込書（様式第１）【記載例】

※３　町外の事業所等のみ

※４　白紙へ印刷したものを提出し、広告掲載決定後、pdf データを提出してください。

（２）提出部数

１部

（３）提出方法

持参又は郵送

（４）提出先及び問い合わせ先

〒470-2192（住所不要）

東浦町総務部税務課住民税係

電話 0562-83-3111

※　持参や電話での問い合わせは、土曜日、日曜日、祝日、その他閉庁日を除く午前 9 時～午後 4 時

４　選定方法

応募書類を審査し、その結果を広告掲載等決定・却下通知書により申込者に通知します。

その内容が適当であると認められる者が広告掲載等の募集数を超えた場合は、次の順序により、広告掲載等を行う者を選定します。なお、同位のものが複数あって広告掲載等の募集数を超えるときは、同位のもののうちから抽選により選定します。

①	町内に本社、本店等を有する者

②	町内に支店、営業所等を有する者
③	上記①及び②に該当しない者

5　広告掲載料の支払い

決定の通知を受けた申込者（広告主）は、町長が指定する期日までに町が発行する納入通知書により広告掲載料を納入してください。

6　広告主の責任

広告主は、広告掲載又は広告の内容により発生する負担その他広告掲載に関するすべての事項について、責任を負うことになります。

7　広告掲載の取消し

次の場合は、広告掲載を取り消します。

なお、納入された広告掲載料は、原則還付しません。

（１）広告掲載者が虚偽の申請をしたとき。

（２）広告内容が広告案、事業計画等と著しく相違するとき。

（３）広告掲載料が指定する期日までに納入されなかったとき。

（４）広告に関する原稿等が指定する期日までに提出されなかったとき。

（５）書面により広告掲載者の決定の取消しの申出があったとき。

8　スケジュール（予定）

募集から広告掲載までのスケジュールは、次のとおり予定しています。

ステップ	月日
1　募集	11 月 2 日から 11 月 27 日まで
2　広告掲載等決定・却下通知書及び 広告掲載料納入通知書の送付	12 月上旬
3　広告主との広告掲載についての協議	12 月中旬までに協議完了し、印刷業者へ提出
4　校正	印刷業者決定後随時
5　広告入り封筒の使用	４月から順次